SPC 認証プログラム基本文書
ver.1

2025 年 3 月 17 日

一般社団法人　サステナブル経営推進機構

〒101-0047　東京都千代田区内神田 1-14-8

目次

1. はじめに.....2
2. SPC 認証プログラムの基本要件.....2
2.1 運営体制.....2
2.1.1 SPC 認証機関認定会議.....2
2.1.2 SPC 認証技術委員会.....3
2.2 SPC 認証関連文書類.....3
2.3 認証対象及び認証カテゴリ.....3
2.4 SPC 認証取得手順.....4
3. SPC 認証基準.....4
4. SPC 認証機関.....4
5. SPC 認証ロゴマークの使用.....4
6. 倫理規範及び機密情報の取扱い.....4
7. 異議・苦情の処理.....5
付録.....6

1. はじめに

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構（以下、本機構という）が運営管理する Sustainable Plastics Certification（SPC）認証プログラム（以下、SPC 認証という）の運営体制や認証手順などを定めている。

SPC 認証は、適正なマテリアルリサイクルシステムの要件を満たす事業所（工場）（以下、事業所という）に対して第三者による認証を提供し、再生プラスチックの価値と信頼性を高め、ブランドオーナーや成形加工メーカー等の需要者からの適正な価値評価と使用量の拡大につなげ、あわせて製品機能使用者であるエンドユーザーに再生プラスチックに関する理解を促進することを目的とする。

2. SPC 認証プログラムの基本要件

2.1 運営体制

SPC 認証の適正な運営管理については、本機構が責任を持つものとし、有識者等を中心とした SPC 認証技術委員会及び SPC 認証機関認定会議の審議を経ることにより、文書や認証機関の認定等に対する信頼性・透明性・公平性を担保する。

2.1.1 SPC 認証機関認定会議

SPC 認証機関認定会議（以下、認定会議という）は、SPC 認証運営体制における最上位の会議体とし、SPC 認証機関の認定及び SPC 認証関連文書類の承認を行う。

認定会議の運営は以下の通り行う。

(1) 構成：循環経済やマネジメントシステムに関する知見を有する有識者や産業人等から 5 名程度で構成する。

(2) 委嘱：委員は、本人の承諾のもとに本機構の代表理事より委嘱する。なお、本機構の代表理事は、委員が委員たるにふさわしくない行為があると認められたときは解嘱することができる。

(3) 正副議長：認定会議は、委員のうちから議長 1 名及び副議長 1 名を選出する。議長は、認定会議を代表し、その運営を統括する。副議長は、議長を補佐して認定会議の運営を行う。議長が不在のときは、議長の指名によりその職務を代行する。

(4) 任期：委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。補充または増員により就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(5) 事務局：本機構が務める。

2.1.2 SPC 認証技術委員会

SPC 認証技術委員会（以下、技術委員会という）は、SPC 認証に関する技術全般を管理する会議体として本機構に設置する。技術委員会では、認証基準の作成案または改訂案を SPC 認証機関認定会議へ上程する。また、外部ステークホルダーからの意見を踏まえた認証基準の作成や改訂の是非についても審議を行う。

技術委員会の運営は以下の通り行う。

(1) 構成：循環経済やマネジメントシステムに関する知見を有する学識者や産業人等から 10 名程度で構成する。

(2) 委嘱：委員は、本人の承諾のもとに本機構の代表理事より委嘱する。なお、本機構の代表理事は、委員が委員たるに不適正であると判断したときは解嘱することができる。

(3) 正副委員長：技術委員会は、委員のうちから委員長 1 名及び副委員長若干名を選出する。委員長は、技術委員会を代表し、その運営を統括する。副委員長は、委員長を補佐して技術委員会の運営を行う。委員長が不在のときは、委員長の指名によりその職務を代行する。

(4) 任期：委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。補充または増員により就任した委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(5) 事務局：本機構が務める。

2.2 SPC 認証関連文書類

本機構はすべての SPC 認証関連文書類の所有権及び著作権を保有する。SPC 認証関連文書類とは、本文書のほか、SPC 認証機関認定基準、SPC 認証基準、及び附属書とする。SPC 認証関連文書類を使用するものは、本機構との契約を保持する等、本文書に記載の所定の手続きを行うこととする。また、SPC 認証関連文書類の改訂は、各文書の付録に変更履歴を記載する。

2.3 認証対象及び認証カテゴリ

SPC 認証の認証対象は、マテリアルリサイクルプロセスに関わる事業所とする。SPC 認証では、マテリアルリサイクルプロセスをカテゴリに分け、カテゴリ毎の認証基準に照らして認証する。カテゴリの定義については、「附属書 I 」に示す。

2.4 SPC 認証取得手順

SPC 認証の取得を希望する組織（以下、申請者という）は、SPC 認証機関に審査申請を行う。初回審査では、SPC 認証機関により第一段階審査（書類審査）及び第二段階審査（実地審査）が行われる。

SPC 認証の有効期限は 3 年を超えない。ただし、有効期間中に維持手続が行われる限り有効である。また、有効期間終了時に認証の継続を希望する場合は、認証機関に対して、更新の申請を行うことができる。

3. SPC 認証基準

事業所の SPC 認証審査は、別に定める「SPC 認証基準」に基づき実施する。認証基準の内容は、2.1 に示す運営体制のもとで定期的に確認が行われることとする。

4. SPC 認証機関

SPC 認証機関は、別に定める「SPC 認証機関認定基準」に基づき、認定会議において認定を行う。認定基準の内容は、2.1 に示す運営体制のもとで定期的に確認が行われることとする。

5. SPC 認証ロゴマークの使用

SPC 認証のロゴマークは、SPC 認証機関、SPC 認証を取得した事業所、及び SPC 認証の紹介における情報発信において使用することができる。

別に定める「SPC 認証ロゴマーク使用規定」に従って使用しなければならない。

6. 倫理規範及び機密情報の取扱い

本機構は、SPC 認証の運営及び業務が一部の利害に偏ることなく公正かつ公平に遂行されることを目的として、以下の事項を定める。SPC 認証機関認定会議及び SPC 認証技術委員会の出席者、SPC 認証機関、本機構（以下、関係者という）は、以下の事項を守らなければならない。

また、SPC 認証機関の認定審査において、申請者の機密事項に触れることがあるため、本機構は SPC 認証機関との守秘義務契約を結ぶ。

(1) 倫理規範

a. 関係者は、SPC 認証の目的にのっとり、誠意をもって業務を円滑に推進することを心掛ける。

b. 関係者は、SPC 認証の遂行を通していかなる不正行為も許されず、倫理的かつ社会常識的に行動しなければならない。

c. 関係者は、SPC 認証の取得に関連して利害関係を有する事業者等から勧誘、贈り物等によるいかなる利益や便宜も受けてはならない。

d. 関係者は、SPC 認証の取得に関連して利害関係を有する事業者等に対していかなる利益や便宜の供与も示唆してはならない。

e. 関係者は、その目的と役割を認識し、常に SPC 認証の公平性及び透明性の維持に努めなければならない。

(2) 機密情報の取扱い

a. 関係者は、業務を通じて得た秘密を要する情報を漏洩してはならない。なお、その期間は無期限とする。

7. 異議・苦情の処理

本機構は、関係者からの異議申立て・苦情、及び紛争があった場合には、誠実に対応する。

以上

付録

変更履歴

訂番	年月日	頁	内容
ver.1	2025年3月17日	-	制定。